

電波法大綱（第17版）補正表（法令の改正によるものです。23.6.29－第64号等）

2011.9.16 現在

頁	行	変更前	変 更 後
4	12、13 行目	「放送局」	「 <u>基幹放送局</u> 」 <2 箇所>
	下から 5 行目	「 <u>登録点検</u> 」	「 <u>登録検査等</u> 」
16	13 行目、 14 行目	①の項	① 基幹放送（放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信）であって放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられた周波数（基幹放送用割当可能周波数）の電波を使用するもの）をする無線局 (法5-4 かっこ書)
17	6 行目	「業をいう。」	「業（ <u>放送局設備供給業務に係る業務を除く。</u> ）をいう。」
18	15 行目、 16 行目	②、③の項	② 基幹放送局 基幹放送を行う無線局（実用化試験局を除く。） 地上基幹放送局，衛星基幹放送局，移動受信用地上基幹放送局 ③ 地上基幹放送試験局 地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）
19	5 行目		<u>放送衛星局，放送試験衛星局</u> <u>衛星基幹放送局，衛星基幹放送試験局</u>
28	下から 13 行目～ 下から 10 行目	(4)の項	(4) 基幹放送局の免許の欠格事由 基幹放送をする無線局（受信障害対策中継放送，衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）については，(1)及び(3)の規定に関わらず，次の各号のいずれかに該当する者には，無線局の免許を与えない。
29	5 行目～8 行目	注の項	<削除>
30	11 行目	「目的」の後に追加	(二以上の目的を有する無線局であって，その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあっては，その主従の区別を含む。)
	下から 5 行目	「 <u>放送をする無線局</u> 」	「 <u>基幹放送局</u> 」 <3 箇所>
31	9 行目		
32	2 行目		
	5 行目～7 行目	③の項	③ 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては，その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④ ①から③までに掲げるもののほか，総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。(法7-1)
	10 行目～17 行目	(2)の項	(2) 基幹放送局の予備免許の付与要件 ① 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法で定める技術基準に適合すること。 ② 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画に基づき，周波数の割り当てが可能であること。 ③ 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。 ④～⑥ （省略） ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか，総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。 (法7-2)

頁	行	変更前	変 更 後
33	3 行目～9 行目	①、②の項	<p>① 基幹放送局の場合は、その無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（放送局の区分によっては、実効輻射電力又は等価等方輻射電力が併せて指定される。）</p> <p>② 特定実験試験局の場合は、その無線局が送信に際して使用できる最大の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力が併せて指定される。）</p>
34	9 行目～12 行目	(4)の項	<p>(4) 無線局の目的等の変更</p> <p>予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。</p> <p>① 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。</p> <p>② 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。（法 9-4）</p>
35	1 行目、5 行目	「登録点検」	「登録検査等」 <2 箇所>
	下から 1 行目～次頁 1 行目	注の項	<削除>
36	3 行目	「法 13-3」	「法 13-2」
	下から 3 行目	「放送用」	「基幹放送用」
38	10 行目	「放送をする無線局」	「基幹放送局」
	下から 12 行目	④の項	④ 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては、その主従の区別を含む。）
	下から 4 行目～次頁 2 行目	(3)の項	<p>(3) 基幹放送局の免許状の記載事項</p> <p>基幹放送局の免許状には、次に掲げる事項が記載されている。</p> <p>① 上記(2)の各号（基幹放送のみをする無線局の免許状にあっては、⑤を除く。）に掲げる事項</p> <p>② 放送区域</p> <p>③ 特定地上基幹放送局の免許状にあっては放送事項、認定放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあってはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名または名称（法 14-3）</p>
40	8 行目	「放送局」	「基幹放送局」
41	下から 13 行目～下から 6 行目	2.7.1 の項	<p>2.7.1 変更等の許可</p> <p>(1) 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。</p> <p>① 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。</p> <p>② 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。（法 17-1）</p>

頁	行	変更前	変 更 後
41	(つづき)		(2) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもって足りる。(法17-2) (3) 無線局の目的の変更に係る(1)の許可については、2.2(欠格事由)の規定が、無線設備の変更の工事をする場合については、2.3.4(予備免許中の工事設計の変更)(1)のただし書き、(2)及び(3)の規定が準用される。(法17-3)
	下から5行目	2.7.2 の見出し	2.7.2 変更後の検査
	下から4行目～次頁13行目	(1)の項	<削除>
42	下から15行目	「(2)」	「 <u>(1)</u> 」
	下から14行目	「上記(1)の」	「 <u>上記 2.7.1 (1)の</u> 」
	下から9行目	「(3)」	「(2)」
	下から7行目	「登録点検」	「 <u>登録検査等</u> 」
	下から3行目	「(4)」	「(3)」
43	下から6行目	「法20-5」	「法20-7」
	下から3行目	「法20-6」	「法20-8」
44	2行目	「法20-7」	「法20-9」
	下から13行目	「法20-4」	「法20-6」
	下から10行目	「法20-8」	「法20-10」
52	12、14行目	「放送局」	「 <u>基幹放送局</u> 」 <3箇所>
62	13行目		
64	下から14行目	「 <u>放送をする無線局</u> 」	「 <u>特定地上基幹放送局</u> 」
69	2行目	「 <u>放送衛星</u> 」	「 <u>衛星基幹放送</u> 」
71	下から8行目	「放送局」	「 <u>基幹放送局</u> 」
72	下から1行目	「施39-2」	「 <u>施39-3</u> 」
73	9行目	「放送局」	「 <u>基幹放送局</u> 」 <2箇所>
	下から10行目		
	下から9行目	カの項	<削除(キ～サをカ～コに繰り上げる。) >
74	1行目～4行目	シ、スの項	<削除(セをサに繰り上げる。) >
	下から11行目～下から4行目	(3)の項	<削除>
	下から3行目	(4)	(3)
77	下から10行目～2行目中	「放送局」	「 <u>地上基幹放送局</u> 」
78	1～20行目中		<77頁6箇所、78頁7箇所、85頁12箇所>
85	表中		

頁	行	変更前	変 更 後
86	表中	「放送局」	「 <u>地上基幹放送局</u> 」
88	下から 10 行目		
91	表中		<86 頁 5 箇所、88 頁 1 箇所、91 頁 4 箇所、92 頁 2 箇所、93 頁 1 箇所>
	下から 4 行目		
92	表の①、②の欄		
93	下から 10 行目		
99	下から 3 行目	「放送局」	「 <u>基幹放送局</u> 」
100	下から 13 行目 ～12 行目	「 <u>放送衛星局</u> などの場合」	「 <u>一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものの場合</u> 」
	下から 11 行目	「 <u>法 32 の 3</u> 」	「 <u>施 32 の 3</u> 」
	下から 5 行目	「 <u>放送衛星</u> …などは、」	「 <u>人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、</u> 」
102	10、12、13 行目	「放送局」	「 <u>地上基幹放送局</u> 」 <12 箇所>
104	下から 3、1 行目		
106	11、14 行目		
107	9、17 行目		
108	4、20、22 行目		
118	下から 7 行目の 前	新たな(3)を右 のとおり挿入 <元の(3)～ (7)を(4)～(8) に繰り下げ る。>	(3) 上記(1)の検査は、その無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人から(1)の規定により総務大臣が通知した期日の 1 月前までに、その無線局の無線設備等について登録検査等事業者（無線設備の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、その登録に係る検査を行い、その無線局の無線設備等が電波法の規定に違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、(1)の規定にかかわらず、省略することができる。 (法 73-3)
	下から 5 行目	「 <u>登録点検</u> 」	「 <u>登録検査等</u> 」
	下から 2 行目	「 <u>法 73-3</u> 」	「 <u>法 73-4</u> 」
119	下から 12 行目	「 <u>法 73-6</u> 」	「 <u>法 73-7</u> 」
120	2 行目	「 <u>法 73-4</u> 」	「 <u>法 73-5</u> 」
	7 行目	「 <u>法 73-5</u> 」	「 <u>法 73-6</u> 」
	9 行目	「 <u>法 73-6</u> 」	「 <u>法 73-7</u> 」
128	1 行目	「 <u>免 4-2⑥</u> 」	「 <u>施 34-6①</u> 」
149	14 行目～下か ら 11 行目	⑥～⑨の項	⑥ 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表（義務船舶局等の場合に限る。） ⑦ 海岸局及び特別業務の局の局名録（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）
	下から 7 行目	「 <u>⑩</u> 」	「 <u>⑧</u> 」

以上